

令和8年度 群馬県介護テクノロジー 定着支援事業補助金について

令和8年6月更新 群馬県地域福祉課福祉人材確保対策室



内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



内容



事業概要

- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等

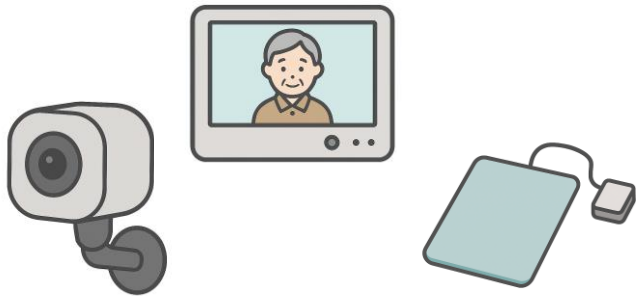


事業概要

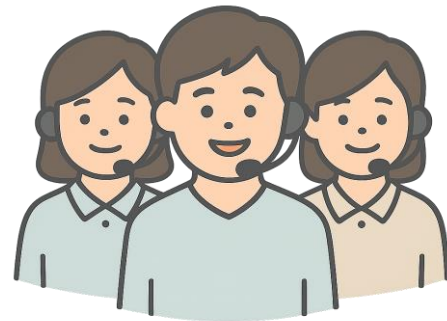
介護現場の生産性向上による職場環境の改善に資するため、
介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入・定着のための経費
のうち **4/5** ※を補助します。

※補助上限額があります。

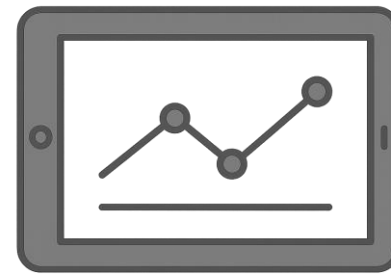
補助対象となる主な機器



見守り機器



インカム



介護ソフト

など



事業概要

【申請区分一覧】

①～③については、**1事業所につき1区分まで申請可**

区分		概要	補助上限額
①	TAISに掲載された介護テクノロジー	TAISに「介護テクノロジー」として掲載された機器	機器により1台あたり30万円又は100万円 介護ソフトは100万円～250万円
②	その他	TAIS掲載テクノロジーと同等機器	1台あたり100万円 (バックオフィスソフトについては100万円～250万円)
		上記以外	
③	パッケージ型導入支援	介護業務支援（介護ソフト等）×連動させることで効果が高まるテクノロジー	400万円
④	業務改善支援	他区分の事業をより効果的に実施できるようにするための支援	48万円

内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー

補助対象経費

福祉用具情報システム（TAIS）に

「介護テクノロジー」として選定された機器の導入経費及び導入に伴う付帯費用

「介護テクノロジー」カテゴリー一覧

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 移乗支援（装着） | ⑨ 見守り・コミュニケーション（施設） |
| ② 移乗支援（非装着） | ⑩ 見守り・コミュニケーション（在宅） |
| ③ 移動支援（屋外） | ⑪ 見守り・コミュニケーション |
| ④ 移動支援（屋内） | （コミュニケーション） |
| ⑤ 移動支援（装着） | ⑫ 入浴支援 |
| ⑥ 排泄支援（排泄物処理） | ⑬ 介護業務支援（介護ソフト含む。） |
| ⑦ 排泄支援（排泄予測・検知） | ⑭ 機能訓練支援 |
| ⑧ 排泄支援（動作支援） | ⑮ 食事・栄養管理支援 |
| | ⑯ 認知症生活支援・認知症ケア支援 |

申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー

介護テクノロジーのカテゴリから探す

この16分野に掲載されている機器が本区分の補助対象機器です。



移乗支援(装着)

移乗支援(装着)



移乗支援(非装着)

移乗支援(非装着)



移動支援(屋内)

移動支援(屋内)



移動支援(屋外)

移動支援(屋外)



移動支援(装着)

移動支援(装着)



排泄支援(排泄物処理)

排泄支援(排泄物処理)



排泄支援(排泄予測・検知)

排泄支援(排泄予測・検知)



排泄支援(動作支援)

排泄支援(動作支援)



見守り・コミュニケーション(施設)

見守り・コミュニケーション(施設)



見守り・コミュニケーション(在宅)

見守り・コミュニケーション(在宅)



見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)

見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)



入浴支援

入浴支援



介護業務支援

介護業務支援



機能訓練支援

機能訓練支援



食事・栄養管理支援

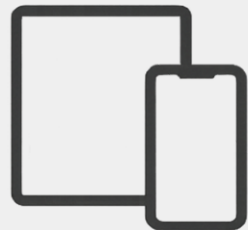
食事・栄養管理支援



認知症生活支援
認知症ケア支援

認知症生活支援・認知症ケア支援

申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー



〇〇株式会社
介護ソフト△△ 1,000,000~

本製品は、介護サービス事業所様の業務処理を一気通貫で処理するパッケージシステムです。

介護テクノロジー

介護業務支援

分類コード TAISコード
900000 1234-567890

詳細へ

「介護テクノロジーとして選定された」とは、検索結果画面で、図のように紫で「介護テクノロジー」の表記がある機器を指します※。

※TAISには掲載されているが、「介護テクノロジー」の表記がない場合、後述する「その他」区分となります。

申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー

補助上限額（介護ソフト・インカム以外）

分野	補助上限額	補助上限台数
①移乗支援（装着） ②移乗支援（非装着） ⑫入浴支援	100万円/台	利用者定員の2割 まで ただし、利用者定員29名 以下の地域密着型サービス については9台まで
③移動支援（屋外） ④移動支援（屋内） ⑤移動支援（装着） ⑥排泄支援（排泄物処理） ⑦排泄支援（排泄予測・検知） ⑧排泄支援（動作支援） ⑨見守り・コミュニケーション（施設） ⑩見守り・コミュニケーション（在宅） ⑪見守り・コミュニケーション （コミュニケーション） ⑬介護業務支援（介護ソフト、インカム以外） ⑭機能訓練支援 ⑮食事・栄養管理支援 ⑯認知症生活支援・認知症ケア支援	30万円/台	



申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー

補助上限額（介護ソフト・インカム）

⑬介護業務支援	介護ソフト	職員数によって合計金額が変動する契約	職員数1名以上10名以下：100万円 11名以上20名以下：150万円 21名以上30名以下：200万円 31名以上：250万円
		上記以外の契約	250万円
	インカム		100万円※

※インカムは、親機・子機の台数を問わず1式100万円です。



申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー

留意事項

- 介護ソフトと見守り機器、介護ソフトとインカムなど、本来パッケージ型導入支援で申請すべきものについては、この区分での申請はできません。
(認められない例)
介護ソフト1式と見守り機器を「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分でそれぞれ申請
→パッケージ型導入支援で申請すべき組み合わせのため不可
(認められない例)
介護ソフト1式とインカムを「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分でそれぞれ申請
→パッケージ型導入支援で申請すべき組み合わせのため不可
(認められる例)
入浴支援機器と移乗支援機器→パッケージ型導入支援に該当しない組み合わせのため可
(認められない例)
介護ソフト1式と見守り機器と移乗支援機器を「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分でそれぞれ申請→介護ソフトと見守り機器についてはパッケージ型導入支援で申請すべき組み合わせのため不可、移乗支援機器については「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分で申請となるが、申請は1事業所につき1区分なので、どちらか選択。

内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



申請区分②その他

補助対象経費

「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分以外で、以下の①または②に該当する機器等を導入する際の経費

① TAIS掲載機器と同等の機能を有する機器

申請ができていない等の理由でTAISに「介護テクノロジー」として選定されていない機器で、TAISに掲載された介護テクノロジーと同等の機能を有する機器等を導入する際の経費及びその導入に伴う付帯費用

② ①の以外の機器

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると認められる機器を導入する際の経費



申請区分②その他

① TAIS掲載機器と同等の機能を有する機器

この16分野に掲載されていない機器で、各分野に掲載された機器と同等の機能を有する機器が対象です。

介護テクノロジーのカテゴリから探す NEW



移乗支援(装着)

移乗支援(装着)



移乗支援(非装着)

移乗支援(非装着)



移動支援(屋外)

移動支援(屋外)



移動支援(屋内)

移動支援(屋内)



移動支援(装着)

移動支援(装着)



排泄支援(排泄物処理)

排泄支援(排泄物処理)



排泄支援(排泄予測・検知)

排泄支援(排泄予測・検知)



排泄支援(動作支援)

排泄支援(動作支援)



見守り・コミュニケーション(施設)

見守り・コミュニケーション(施設)



見守り・コミュニケーション(在宅)

見守り・コミュニケーション(在宅)



見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)

見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)



入浴支援

入浴支援



介護業務支援

介護業務支援



機能訓練支援

機能訓練支援



食事・栄養管理支援

食事・栄養管理支援



認知症生活支援
認知症ケア支援

認知症生活支援・認知症ケア支援

申請区分②その他

補助上限額（介護ソフト・インカム以外） 補助上限額は申請区分①と同じです。

分野	補助上限額	補助上限台数
①移乗支援（装着） ②移乗支援（非装着） ⑫入浴支援	100万円/台	利用者定員の2割 まで ただし、利用者定員29名 以下の地域密着型サービス については9台まで
③移動支援（屋外） ④移動支援（屋内） ⑤移動支援（装着） ⑥排泄支援（排泄物処理） ⑦排泄支援（排泄予測・検知） ⑧排泄支援（動作支援） ⑨見守り・コミュニケーション（施設） ⑩見守り・コミュニケーション（在宅） ⑪見守り・コミュニケーション （コミュニケーション） ⑬介護業務支援（介護ソフト、インカム以外） ⑭機能訓練支援 ⑮食事・栄養管理支援 ⑯認知症生活支援・認知症ケア支援	30万円/台	



申請区分②その他

補助上限額（介護ソフト・インカム）

⑬介護業務支援	介護ソフト	職員数によって合計金額が変動する契約	職員数1名以上10名以下：100万円 11名以上20名以下：150万円 21名以上30名以下：200万円 31名以上：250万円
		上記以外の契約	250万円
	インカム		100万円※

※インカムは、親機・子機の台数を問わず1式100万円です。



申請区分②その他

② ①の以外の機器

TAISの16分野に該当しない機器で、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると認められる機器が対象です。

例えば、



給与計算、勤怠管理システム



電子サインシステム

等のバックオフィスソフトなど



申請区分②その他

補助上限額

区分		補助上限額	補助上限台数
バックオフィスソフト	職員数によって 合計金額が 変動する契約	職員数1名以上10名以下：100万円 11名以上20名以下：150万円 21名以上30名以下：200万円 31名以上：250万円	—
	上記以外の契約	250万円	—
バックオフィスソフト以外		100万円/台	利用者定員の 2割 ただし、利用者定員29 名以下の地域密着型サー ビスについては9台まで



内容

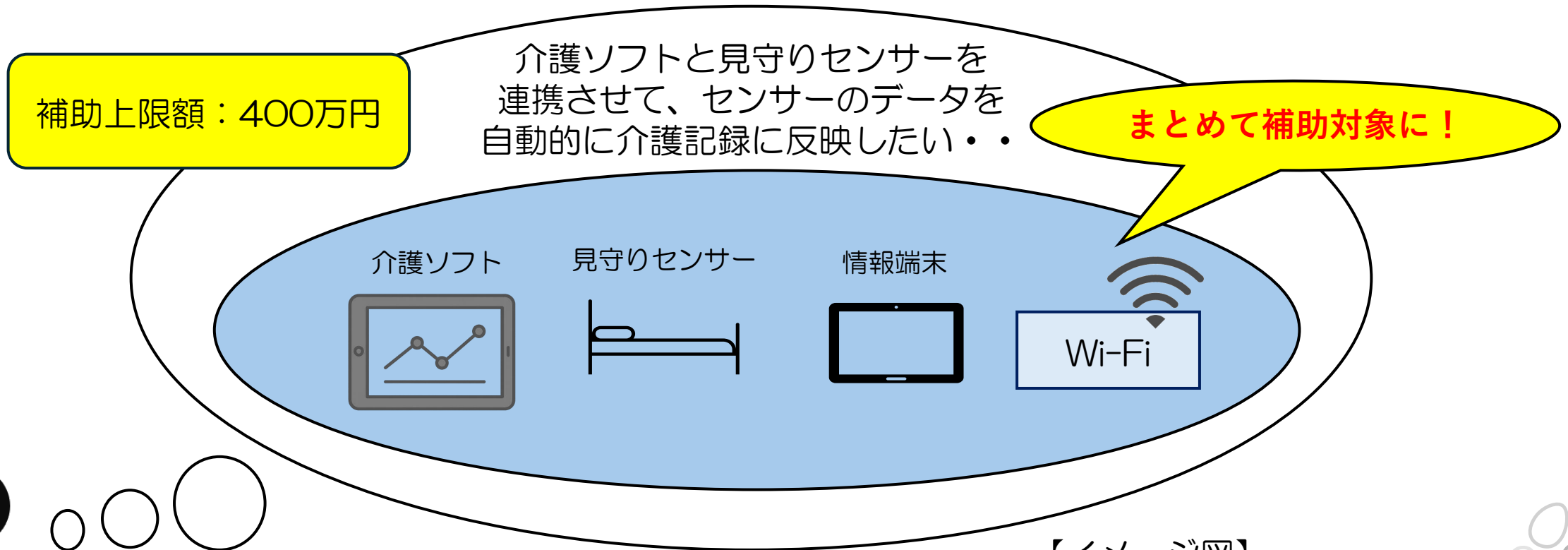
- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



申請区分③パッケージ型導入支援

補助対象経費

介護業務支援に該当する機器（介護ソフト）と、その機器と連動させることで効果が
高まるテクノロジーを併せて導入する場合の導入経費及び導入に伴う付帯費用



【イメージ図】



申請区分③パッケージ型導入支援

留意事項

- この区分では導入台数の制限はありません。
- 介護ソフトと連動させる機器は、TAISの16分野に該当する機器である必要があります（TAISに掲載されていない可）。
- パッケージ型導入支援は、介護ソフトと連動することが求められますので、連動性が認められない組み合わせの場合は該当しません。

（認められる例）

介護ソフト＋見守り機器

→見守り機器が収集したデータを介護ソフトが自動的に記録。

介護ソフト＋インカム

→記録した内容を迅速にインカムで共有

（認められない例）

介護ソフト＋移乗支援機器

→介護ソフトと連動性がない。

内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助対象経費

申請区分①～③により介護テクノロジーを導入する際に要する下記の業務改善支援に係る経費

補助上限額：48万円

- コンサルティング会社等による業務改善支援（事前評価、助言・指導等、事後評価）

無料

- 「介護職場サポートセンターぐんま（通称：介サポぐんま）」が行うセミナーによる業務改善支援

- コンサルティング会社等による業務改善支援について、機器の操作説明費等は補助対象となりません。
- 介サポぐんまによる業務改善支援については、すべて無料です。
- 上記のいずれかの業務改善支援を受けることが、**本補助金の要件の一つ**となります。

（介サポぐんまが開催するセミナーを受講した場合、この要件を満たします。）

内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



付帯費用

付帯費用とは？

介護テクノロジーを導入する際に導入に付帯して必要となる経費

【付帯費用の例】

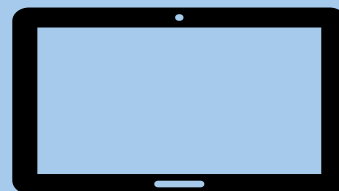
Wi-Fi工事



PC



タブレット端末



介護ソフトの
導入サポート費



機器と併せて導入する場合

補助対象！

(これらの経費だけを導入する場合は補助対象となりません。)



付帯費用

【申請区分まとめ】

下線が引かれた区分は、付帯費用も補助対象経費となります。

区分			補助上限額
<u>TAISに掲載された介護テクノロジー</u>		TAISに「介護テクノロジー」として掲載された機器	機器により1台あたり 30万円又は 100万円
その他	<u>TAIS掲載テクノロジーと同等機器</u>	TAISには掲載されていないが、掲載された機器と同等の機能を有する機器	介護ソフトは 100万円～ 250万円
	上記以外	上記に該当しないが、介護職員の生産性向上に寄与する機器	1台あたり 100万円 (バックオフィスソフトについては100万円～250万円)
<u>パッケージ型導入支援</u>		介護業務支援（介護ソフト等）×連動させることで効果が高まるテクノロジー	400万円
業務改善支援		他区分の事業をより効果的に実施できるようにするための支援	48万円

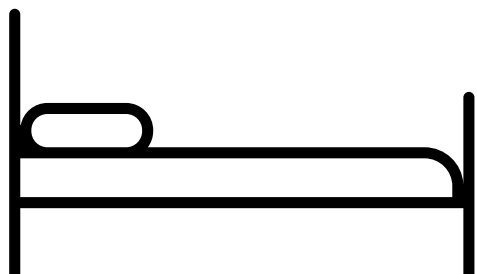




付帯費用

例えば、

見守りセンサー付き
ベッドを購入



でも…

センサーからの通知
を受け取るには
Wi-Fi環境が必要！



付帯費用

Wi-Fi工事と一緒に
やれば補助対象に！



付帯費用

実際の補助額（TAISに掲載された介護テクノロジー区分の場合）

補助上限額と原則の補助額を比較して少ない額が実際の補助額

補助上限額

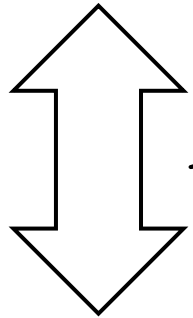
=

導入台数

×

1台あたりの
補助上限額

「移乗支援」「入浴支援」に
該当する機器は1台あたり**100万円**
それ以外の分野の機器
(介護ソフト以外)については
1台あたり**30万円**が上限額です。



比較して、少ない額

原則の
補助額

=

導入台数

×

1台あたりの
実支出額

+

付帯費用

×

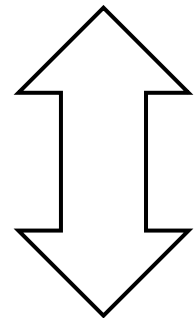
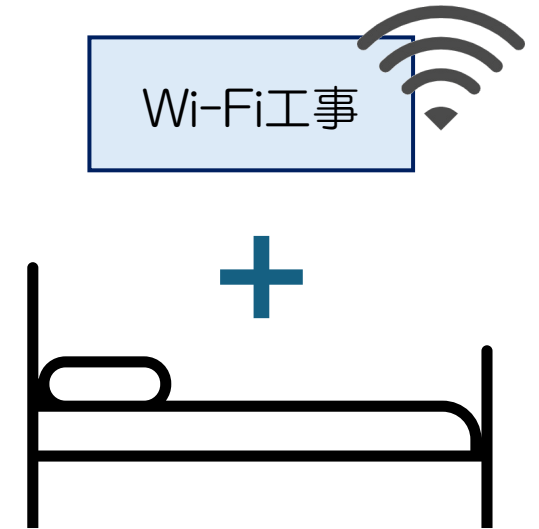
4/5

付帯費用

実際の補助額（TAISに掲載された介護テクノロジー区分の場合）

例）見守りセンサーベッド（12万円／台）5台と併せてWi-Fi工事（100万円）を実施する場合

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{補助上限額} \\ \hline \text{150万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{5台} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{30万円} \\ \hline \end{array}$$



比較して、少ない額

実際の補助額

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{原則の補助額} \\ \hline \text{128万円} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{5台} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{12万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{100万円} \\ \hline \end{array} \right) \times 4/5$$

内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



補助上限額の加算

介護ソフトを導入する際の加算①

介護ソフトを導入する場合で、下記の経費（付帯費用）と併せて導入すると、補助上限額に**15万円**を加算します。

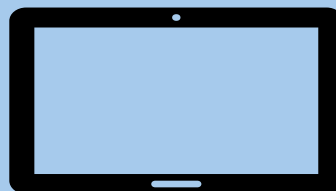
Wi-Fi工事



PC



タブレット端末



介護ソフトの
導入サポート費



介護ソフトと併せて導入する場合
補助上限額に**15万円**加算



補助上限額の加算

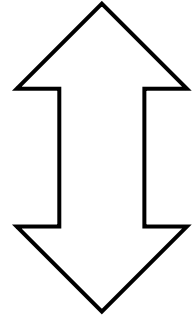
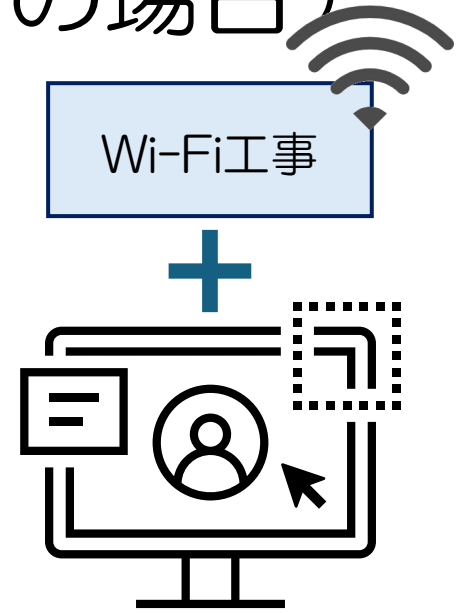
実際の補助額（介護ソフト、付帯費用ありの場合）

例）介護ソフト（250万円：職員数によって合計金額が変わらない契約）と併せてWi-Fi工事（100万円）を実施する場合

補助上限額
250万円
265万円

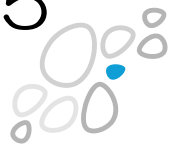
実際の補助額

補助上限額は250万円ですが、Wi-Fi工事（付帯費用）と併せて導入することで15万円加算されます。



比較して、少ない額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{原則の補助額} \\ \hline 280\text{万円} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline 250\text{万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} \right) \times 4/5$$



補助上限額に加算

実際の補助額（パッケージ型導入支援）

例）介護ソフト（250万円）、見守りセンサー（20万円／台）5台、情報端末（15万円／台）5台、Wi-Fi設備（100万円）を併せて導入する場合

補助上限額

400万円

415万円

実際の補助額

補助上限額は400万円ですが、Wi-Fi工事等の付帯費用と併せて導入することで15万円加算されます。

比較して、少ない額

原則の補助額

420万円

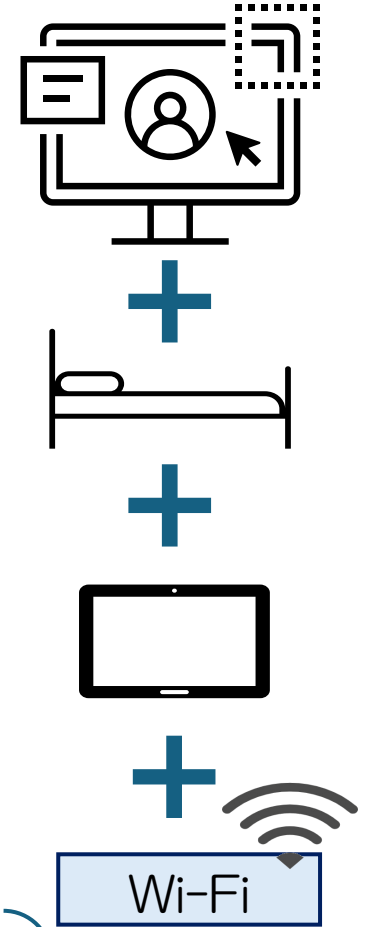
介護ソフト
250万円

見守りセンサー
100万円

情報端末
75万円

Wi-Fi
100万円

× 4 / 5



補助上限額の加算

介護ソフトを導入する際の加算②

訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防を含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合補助上限額に**5万円**を加算します。



この加算については、

- 「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分
- 「その他」区分

により介護ソフトを導入する場合に対象となります。



内容

- 事業概要
- 申請区分①TAISに掲載された介護テクノロジー
- 申請区分②その他
- 申請区分③パッケージ型導入支援
- 申請区分④導入支援と一体的に行う業務改善支援
- 付帯費用
- 補助上限額の加算
- 補助要件等



補助要件等

【補助要件】

令和8年5月22日に開催された介サポぐんまによる「**介護テクノロジー導入支援セミナー**」に参加した場合、本要件を満たします。

- ①業務改善支援において実施する、コンサルティング会社等による業務改善支援
または、**介サポぐんまが開催するセミナーを受講すること**
- ②業務改善計画や業務改善の取組の実施にあたって、介サポぐんまに**相談**すること

本補助金申請の際に添付する「**業務改善計画書**」の提出をもって本要件を満たします。
- ③入所系サービス事業所の場合、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための**委員会を設置**すること
- ④居宅系サービス事業所の場合、令和8年度内に「**ケアプランデータ連携システム**」の**利用を開始**すること
- ⑤「SECURITY ACTION」の「**★一つ星**」又は「**★★二つ星**」のいずれかを宣言すること

既に本要件に該当する委員会を設置している場合は、本要件を満たします。



補助要件等

【委員会設置が必要なサービス】

- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 短期入所療養介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護





補助要件等

【令和8年度中のケアプランデータ連携システム利用開始が必須のサービス①】

- 訪問介護
- 訪問看看護
- 通所介護
- 福祉用具貸与
- 短期入所生活介護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

補助要件等

【令和8年度中のケアプランデータ連携システム利用開始が必須のサービス②】

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防認知所対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定額）



Q & A

Q1 採択基準はありますか。

A1 見守り機器・インカム・介護ソフトを導入する場合、優先的に採択します。
(予算の範囲内で実施するため、採択をお約束するものではありません。)

Q2 情報端末について、台数の制限はありますか？

A2 補助上限額以内であれば台数の制限はありません。

Q3 Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入でも補助対象になりますか？

A3 Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入の場合は補助対象になりません。
16分野に該当する介護テクノロジーの導入に係る付帯費用またはパッケージ型導入支援による導入の場合に限り補助対象となります。

Q5 令和8年5月22日の介護テクノロジー導入支援セミナーに参加できませんでした。
もう補助要件を満たすことはできないのでしょうか。

A5 補助要件を満たす2回目のセミナーを介サポぐんまで実施予定です。



お問い合わせ方法

令和8年度
群馬県介護テクノロジー定着支援事業
補助金専用のお問い合わせフォームを
設置しました。

当事業へのお問い合わせは、こちらの
フォームをご利用ください。



※お問い合わせフォームのリンクは、
群馬県ホームページに掲載しています。

